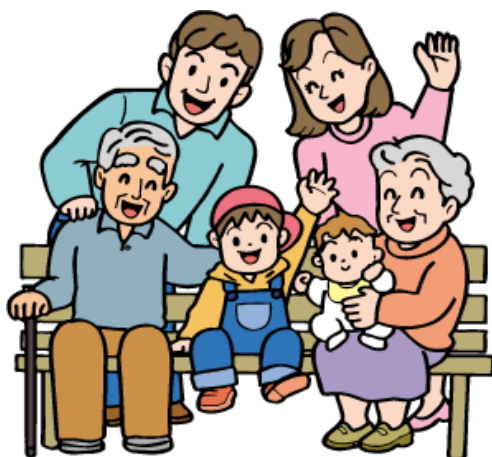


石岡市避難行動要支援者避難支援計画



平成30年8月

茨城県 石岡市

目 次

第1章 総 則	P 1
1. 避難行動要支援者を取り巻く背景	P 1
2. 避難行動要支援者避難支援計画の概要	P 1
(1) 対象とする避難行動要支援者	P 1
(2) 計画の考え方	P 1
(3) 避難行動要支援者支援計画（全体計画）	P 2
(4) 避難行動要支援者避難支援登録申請兼登録台帳(個別計画)	P 2
第2章 避難行動要支援者情報の把握及び管理	P 2
1. 情報の集約	P 2
2. 避難行動要支援者名簿の作成	P 2
(1) 名簿の目的	P 2
(2) 名簿対象者の要件	P 3
(3) 名簿の登載内容	P 3
3. 避難行動要支援者の名簿情報の入手方法及び選定基準	P 3
(1) 名簿情報の入手方法	P 3
(2) 避難支援等を優先する選定基準	P 4
4. 避難行動要支援者名簿の共有及び提供	P 4
(1) 名簿情報の共有先	P 4
(2) 名簿の提供先	P 4
5. 避難行動要支援者名簿の管理	P 5
(1) 名簿の管理	P 5
(2) 情報漏えいを防止するための措置	P 5
第3章 登録台帳の策定	P 5
1. 登録台帳の作成	P 5
(1) 登録台帳作成対象者	P 5
(2) 対象者別登録方法等一覧	P 6
(3) 登録台帳の内容	P 7
2. 情報の収集方法及び判定基準	P 7
(1) 情報の収集方法	P 7
(2) 避難支援等を優先する判定基準	P 7

3. 登録台帳の管理及び情報提供	P 7
(1) 登録台帳の共有及び提供	P 7
(2) 登録台帳の管理	P 8
(3) 情報の漏えい防止するための措置	P 8

第4章 避難支援体制の整備	P 8
---------------	-----

1. 市における避難支援体制	P 8
2. 情報伝達体制の整備	P 8
3. 避難施設等の整備	P 9
4. 普及啓発等	P 9
(1) 地域住民の防災意識の啓発	P 9
(2) 防災訓練等を活用した啓発	P 9
(3) 避難行動要支援者本人及びその家族等に対する防災意識の啓発	P 9
(4) 避難行動要支援者本人及びその家族等の備え	P 10
(5) 支援者の心構え	P 10

第5章 災害発生時の対応	P 11
--------------	------

1. 避難情報等の伝達・安否確認・避難誘導	P 11
(1) 避難情報等の伝達	P 11
(2) 安否確認	P 11
(3) 避難誘導	P 11
(4) 避難誘導時に配慮を要する事例一覧	P 12
2. 避難所における支援等	P 13
(1) 登録台帳の引渡し	P 13
(2) 情報提供	P 13
(3) 相談窓口の設置等	P 14
(4) 心のケア	P 14
(5) ボランティアとの連携	P 14
(6) 福祉避難所への収容等	P 14

様式	P 15
----	------

1. 避難行動要支援者を取り巻く背景

近年、東日本大震災等の地震、台風・豪雨等の自然災害や火災によって、尊い人命が失われています。特に高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦等、避難行動要支援者と呼ばれる方は、災害時に自力での避難が困難になる等の理由で、災害時の対応が遅れることが多いため、大きな被害を受ける危険性が高くなります。

このような被害を防止するため、平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、平成25年8月に国から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）が示されました。取組指針の中では、市町村は、その地域の実情に合わせ、重度の障がい者や高齢者等の要配慮者に対する安否確認や避難支援（以下「避難支援等」という。）について重点的・優先的に取り組むことが重要とされました。



当市では、国の取組指針及び石岡市地域防災計画を踏まえ、災害発生時や災害発生の恐れがある場合に、避難行動要支援者への避難支援等を適切かつ円滑に実施するため、石岡市避難行動要支援者避難支援計画（以下「避難行動要支援者支援計画」という。）を作成します。

2. 避難行動要支援者支援計画の概要

この計画は、石岡市地域防災計画に位置付けられた避難行動要支援者対策に関することを具体化したもので、計画作成の考え方や具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの計画を定めた「個別計画」により構成します。

(1)対象とする避難行動要支援者

在宅の高齢者世帯など、障がい者など、妊産婦・乳児、その他市長が認めた者を対象とします。

(2)計画の考え方

避難行動要支援者避難支援計画は、災害発生時や災害発生の恐れがある場合に、避難行動要支援者への避難支援等を適切かつ円滑に実施するため、市関係機関及び避難支援等関係者（以下「支援者」という。）の連携の下、平常時から自助・共助を基本とした避難支援体制の充実を図ることを目的としています。



(3)避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

避難行動要支援者の把握，（別紙様式1）石岡市避難行動要支援者名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成，更新及び情報の共有，支援者への名簿情報の提供のほか，災害発生時の対応等の基本的な方針について定めます。

(4)避難行動要支援者避難支援登録申請書兼登録台帳（個別計画）

（別紙様式2）避難行動要支援者避難支援登録申請書兼登録台帳（個別計画）（以下「登録台帳」という。）を作成し，定期的に各避難行動要支援者の状況に応じて内容の修正・更新を実施します。

第2章 避難行動要支援者情報の把握及び管理

1. 情報の集約

当市では，避難行動要支援者名簿を作成するために，市関係機関が把握している要配慮者情報を具体的な支援区分別に取りまとめ集約するよう努めます。

また，当市が把握していない要配慮者情報が避難行動要支援者名簿を作成するために必要があると認められる時は，県知事等に対して情報提供を依頼する等，積極的に必要な情報の取得に努めます。

2. 避難行動要支援者名簿の作成

災害発生時や災害発生の恐れがある場合に，避難行動要支援者の避難支援等を行うためには，日ごろからその所在や状況を把握し，地域において重点的・優先的支援が必要であると認める者が支援対象から漏れのないように努めなければなりません。

そこで当市では，避難行動要支援者の避難支援等に役立てるため，避難行動要支援者名簿や登録台帳により福祉関係部署で把握している在宅の「高齢者世帯，要介護者，障がい者，妊産婦，乳児等」の要配慮者情報を集約し，「避難行動要支援者名簿」を作成します。

(1)避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は以下の目的で使用します。

- ①対象となる避難行動要支援者の把握
- ②避難行動要支援者名簿の共有及び提供
- ③災害時の避難支援等

(2)避難行動要支援者名簿対象者の要件

対象者		対象となる範囲
高齢者世帯	①一人暮らし	65歳以上で独居：災害時に支援が必要な人。
	②高齢者世帯	65歳以上のみの世帯：災害時に支援が必要な人。
	③日中一人	65歳以上の方が日中一人：災害時に支援が必要な人。
要介護者	④要介護者	要介護3以上の介護認定を受けている人。
障がい者	⑤障がい者	障害者手帳等の取得者：身体及び知的障がい者であり、旅客鉄道株式会社等の旅客運賃が第1種に該当の人。
妊産婦・乳児	⑥妊産婦・乳児	母子手帳の交付を受けた人で、妊娠時および出産後配慮が必要な人。
その他市長が認めた者	⑦難病患者	一般特定疾患及び小児慢性特定疾患の重症患者で情報提供について同意が得られた人。
	⑧その他市長が認めた者	市長が避難支援等に対して支援が必要と認めた人。

(3) 避難行動要支援者名簿の登載内容（別紙様式1）

- ①氏名
- ②ふりがな
- ③住所又は居所
- ④性別
- ⑤生年月日
- ⑥年齢
- ⑦援護の区分（避難支援等を必要とする事由）
- ⑧登録台帳，同意の有無（上記のほか，避難支援の実施に関し市長が必要と認める事由）

3. 避難行動要支援者の名簿情報の入手方法及び選定基準

(1) 名簿情報の入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するために必要な情報を収集する際は，下記の3つの方式を使用し，地域の実情に合わせて情報をきめ細かく把握するものとします。

①手上げ方式

制度創設について周知した上で，自ら登録台帳への登録を希望した方について登録台帳を作成する方式

②同意方式

市関係機関及び支援者が住民一人ひとりと接する機会をとらえて、避難行動要支援者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握する方式

③関係機関共有方式

本人の同意を得られない避難行動要支援者について、平常時から福祉関係部署が保有する避難行動要支援者情報を災害発生時や災害発生の恐れがある場合に市関係機関及び支援者が共有し活用する方式

(2) 避難支援等を優先する選定基準

避難行動要支援者から申請のあった登録台帳の情報を基に、避難支援等を優先する避難行動要支援者名簿登載について、支援の行動区分(注1)により判定します。

(注1)支援の行動区分は、以下のとおりとします。

支援の 行動区分	状 態
A	寝たきり老人等、避難時に数名での支援が必要な人
B	足腰がしっかりしている視覚障害者、あるいは足腰に不安のある独居高齢者等、基本的には支援者1名で避難できる人
C	安否確認や避難誘導が必要な人

4. 避難行動要支援者名簿の共有及び提供

避難行動要支援者本人から同意を得た避難行動要支援者名簿は、平常時より市関係機関が共有し避難支援等関係者（以下、「支援者」という）には、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等を行うために必要な範囲を限度とし当該名簿を提供します。

ただし、災害発生時や災害発生の恐れがある場合は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、当該名簿を支援者へ提供することが可能となります。

(1) 名簿情報の共有先

①市関係機関：社会福祉課，高齢福祉課，こども福祉課，健康増進課，防災対策課，消防本部

(2) 名簿の提供先

①平常時の支援者：社会福祉協議会，地域支援者（注2），民生委員・児童委員，自主防災組織，警察関係

②非常時の支援者：消防関係，その他避難支援等の実施に係る関係者として市長が認めた者

(注2) 地域支援者とは、避難行動要支援者から申請を受けた支援者（地域住民を含む）をいい、その

他避難等の実施に係る関係者として市長が認めた者に含まれる。

5. 避難行動要支援者名簿の管理

(1) 名簿の管理

- ①名簿情報の共有は、電子データ及び紙媒体により、最新の情報を保管します。
- ②名簿を電子データで保管する場合は、情報の適正管理を徹底します。
- ③名簿の更新は、原則として毎月1回(注3)行います。
- ④支援者は、提供された名簿情報の適正管理を徹底します。

(注3)共有する関係機関のうち、第3章1(2)の担当課は毎月月末までに、変更状況を社会福祉課へデータにて提供するものとする。

(2) 情報漏えいを防止するための措置

- ①名簿情報は、原則、避難行動要支援者の避難支援等を行う地域の支援者に限り提供します。
- ②災害対策基本法に基づき、支援者に守秘義務が課せられていることを十分説明します。
- ③施錠可能な場所にて名簿を保管し、必要以上に複製しないよう指導します。

第3章 登録台帳の策定

1. 登録台帳の作成

災害発生時や災害発生の恐れがある場合に、地域支援者等が避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿情報に基づき、市が個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせをおこないながら、「登録台帳」を作成します。



(1) 登録台帳作成対象者

登録台帳作成対象者は、第2章2の(2)避難行動要支援者名簿対象者と同一です。

(2) 対象者別登録方法等一覧

対象者	説明	担当課	登録方法
①一人暮らし 高齢者	65歳以上で独居。 災害時に支援が必要な人。	高齢福祉課 (民生委員→高齢福祉課)	民生委員が一人暮らし台帳作成時に避難行動要支援者台帳への登録について確認をおこない、後日、本人申請により登録をおこなう。
②高齢者世帯	65歳以上のみの世帯。 (これに18歳未満の未婚の者が加わった世帯を含む。) 災害時に支援が必要な人。	高齢福祉課 (見守りサービスを受ける時本人申請→高齢福祉課)	見守りサービス申請時に高齢福祉課にて避難行動要支援者台帳への登録について確認をおこなう。
③日中一人 高齢者	独居ではないが、日中一人になってしまう65歳以上の 災害時に支援が必要な人。	高齢福祉課 (見守りサービスを受ける時本人申請→高齢福祉課)	見守りサービス申請時に高齢福祉課にて避難行動要支援者台帳への登録について確認をおこなう。
④要介護者	介護認定者のうち要介護3以上の認定者。	高齢福祉課 (介護認定申請→介護保険室)	1号、2号被保険者に関わらず、要介護認定において、要介護3以上の者に対し、避難行動要支援者台帳についての登録の文書を同封し、後日本人申請により登録をおこなう。
⑤障がい者	障害者手帳等取得者。 但し身体・知的については旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引が第1種に該当の人。	社会福祉課 (身体障害者手帳等申請→社会福祉課)	旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引が第1種に該当の方を対象に、手帳交付時に避難行動要支援者台帳への登録について確認をおこなう。
⑥妊産婦・乳児	母子手帳取得者で、妊娠時及び出産後配慮が必要な人。	健康増進課 (妊娠届を市民課で受理→健康増進課)	健康増進課で手続きを行う時に、避難行動要支援者台帳への登録について確認をおこなう。
⑦難病患者	一般特定疾患及び小児慢性特定疾患の重症患者で情報提供について同意が得られた人。	保健所 (特定疾患申請→社会福祉課)	保健所の協力により把握した情報について登録をおこなう。
⑧その他市長が認めた者	市長が避難支援等に対して支援が必要と認めた者。		

(3) 登録台帳の内容

登録台帳において把握する情報は、別紙様式2「登録台帳」のとおり、支援の行動区分、登録者の氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけの医院・病院、避難所、地域支援者等について避難行動要支援者本人が記入し、申請することを原則とします。

なお、本人による記入及び申請が困難な場合には実効性のある避難支援等を実現するため、家族等と相談し民生委員がコーディネートするなど、地域支援者等と連携し登録台帳を作成いたします。ただし、情報提供のための同意は、原則、市が直接、避難行動要支援者本人から取得します。



2. 情報の入手方法及び判定基準

(1) 情報の入手方法

避難行動要支援者名簿情報に基づく登録台帳入手方法は、第2章3の(1)名簿情報の入手方法と同一です。

(2) 避難支援等を優先する判定基準

避難行動要支援者から申請のあった登録台帳の情報を基に、避難支援等を優先する支援の行動区分は、第2章3の(2)名簿搭載の選定基準と同一です。

3. 登録台帳の管理及び情報提供

(1) 登録台帳の共有及び提供

①共有及び提供先

避難行動要支援者から同意を得た登録台帳は、災害時や災害の恐れがある場合の避難支援等に活用するため、市関係部署等が登録台帳の情報を共有し、避難行動要支援者が指定した支援者へ市から情報を提供します。

②支援者の役割

避難行動要支援者が指定した支援者は、避難行動要支援者に対して普段からの見守りや災害発生時、災害発生の恐れがある場合に、災害に関する情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難する等に心がけていただきます。

なお、避難行動要支援者に対する支援活動について一切の責任を負うものではありません。

(2) 登録台帳の管理

- ①作成した登録台帳は、紙媒体で管理します。
- ②登録台帳は、施錠できる保管庫で管理する等、市が情報の適正管理を徹底します。
- ③登録台帳に記載されている情報は、市が随時更新するものとし、更新した場合は、避難行動要支援者が指定した支援者及び市関係部署等に更新した情報を提供するものとし、ます。

さらに月1回、登録台帳の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、登録台帳の作成と同様に記載内容の確認を実施することとします。

- ④更新（変更，取消）された古い登録台帳は、適正に廃棄します。

(3) 情報の漏えいを防止するための措置

個人情報共有する市関係部署並びに提供された支援者は、情報を避難行動要支援者の避難支援等以外の目的で使用することはできません。また、共有により知り得た情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはなりません。

このことは、支援する役割を離れた後も同様となります。

第4章 避難支援体制の整備

1. 市における避難支援体制

市は、平常時から市内の防災関係部署と福祉関係部署による横断的な避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努めます。

2. 情報伝達体制の整備

避難行動要支援者は、避難に関する情報を受け取ることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、避難情報等必要な情報が避難行動要支援者本人及びその家族・地域支援者等に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

<情報伝達の例>

聴覚障害者：市メールマガジン等による災害情報配信

視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話

その他：市メールマガジン等、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

3. 避難施設等の整備

大規模な災害が発生した場合には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることとなるため、市は、避難所の開設及び運営にあたっては、地域防災計画に基づき、あらかじめ避難行動要支援者への配慮に努めます。さらに、一般の避難所への避難では生活に支障をきたす場合、避難行動要支援者が安心して生活ができるよう、必要な生活支援が受けられる体制を整えている特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、短期入所施設、障害者支援施設等の社会福祉施設を福祉避難所として確保します。なお、当市は既に17か所の社会福祉施設等と協定を締結しています。

4. 普及啓発等

避難行動要支援者の避難が迅速かつ的確に支援されるためにも、日ごろから地域住民の防災意識を啓発していくことが大切です。

また、災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等は、日ごろからの備えも必要です。このため、市は、関係機関や団体等と連携・協力しながら、防災意識の啓発に努めます。

(1) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、避難行動要支援者への支援方法等についても併せて啓発を図っておくことが必要です。このため、避難行動要支援者の救出や避難誘導等にあたって配慮すべき事項についての普及啓発を図ります。

(2) 防災訓練等を活用した啓発

地域住民や避難行動要支援者自身の防災意識を高めていくため、地域で実施している防災訓練等において、避難行動要支援者の視点を入れた訓練の実施を推進するほか、避難行動要支援者自身は積極的に参加するものとします。

(3) 避難行動要支援者本人及びその家族等に対する防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣すべての方が被災者という状況であることが想定されるため、必要な準備について、避難行動要支援者本人及びその家族や支援者等に対し周知を図ります。

周知に当たっては、点字や録音、イラスト付きの文書等を用いたり、簡易な言葉の活用や漢字には「ふりがな」をふる等、それぞれの状況に応じた方法により行うと共に、関係団体等の協力を仰ぎます。

また、避難行動要支援者に対し支援者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努めます。

(4) 避難行動要支援者本人及びその家族等の備え

災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等は日ごろから災害に対する備えの取り組みが大切であることを理解してもらいます。

(5) 支援者の心構え

支援者については、日ごろから避難行動要支援者とのコミュニケーションを心がけ、避難方法等について協議を行います。また、避難時の支援においては支援者自身の安全確保を第一とします。



1. 避難情報等の伝達・安否確認・避難誘導

災害発生時や災害の恐れがある場合には、避難行動要支援者に的確に情報を伝達し、地域における支援や地域住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導します。

(1)避難情報等の伝達

災害発生時や災害発生への恐れがある場合には、あらかじめ定められた伝達手段により、避難行動要支援者へ迅速・かつ確実に避難情報等を伝達します。

災害時には電話回線の混雑や電力の寸断等により、電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、人的手段による伝達も併用します。

(2)安否確認

避難行動要支援者の安否の確認については、現地で情報の伝達や避難誘導をおこなうことで一時的に確認できますが、確実を期すため、平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、避難所において、避難した避難行動要支援者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民等からの情報により確認します。安否が確認できない避難行動要支援者については、消防関係、警察関係や災害対策本部に救助や確認を依頼します。

(3)避難誘導

災害発生直後の避難行動要支援者の避難誘導は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられます。

あらかじめ登録台帳で定めた地域支援者を中心に、地域の住民が協力しながら、自力で避難できない避難行動要支援者の避難誘導を行います。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で登録台帳に情報登録・共有されていない避難行動要支援者についても、支援者及び市関係機関により、避難行動要支援者名簿をもとに、迅速な安否確認や避難誘導に努めます。



(4) 避難誘導時に配慮を要する事例一覧

対 象	配慮を要する事項
①寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<p>ア. 毛布でくるんだり、頭を覆う等安全確保を図り、おぶひもでおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとります。</p> <p>イ. 日ごろから服用している薬を携帯するよう指示します。（お薬手帳）</p>
②認知症高齢者	<p>ア. 転倒しやすい家具等から離れたり、頭を守るように支援します。</p> <p>イ. 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。</p> <p>ウ. 一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引く等して移動します。</p> <p>エ. 不安から大声を出したり異常な行動をしても、冷静に対応します。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。</p>
③視覚障がい者	<p>ア. 座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。</p> <p>イ. 支援者の肘の上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。</p> <p>ウ. 避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを伝えるよう努力します。</p> <p>エ. あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に示します。</p>
④聴覚障がい者、言語障がい者	<p>ア. 手話、文字（メモ、ホワイトボード等）身振り等で状況を知らせ、聴覚障がい者・言語障がい者から依頼があれば、メモ等での情報提供をします。</p>
⑤肢体不自由者	<p>ア. 自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。</p> <p>イ. 自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等をおこないます。</p>
⑥内部障がい者	<p>ア. 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送します。</p>
⑦知的障がい者	<p>ア. 療育手帳、笛やブザー、日ごろから服用している薬等を携帯するよう指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えを促します。</p> <p>イ. 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。</p> <p>ウ. 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引く等して移動します。</p> <p>エ. 不安から大声を出したり異常な行動をしても、冷静に対応します。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。</p>

対 象	配慮を要する事項
⑧精神障がい者	<p>ア. 精神障害者保健福祉手帳等や普段から服用している薬を携帯するように指示します。</p> <p>イ. 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけます。</p> <p>ウ. 一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては手を引く等して移動します。</p> <p>エ. 不安から大声を出したり異常な行動をしても、冷静に対応します。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定せず、相づちを打つ程度にとどめます。</p> <p>オ. 強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。</p>
⑨自閉症者	<p>ア. できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。</p>
⑩乳児	<p>ア. 保護者ととともに避難します。</p> <p>イ. 保護者がいない場合は近隣住民等の協力を求めます。</p>
⑪妊産婦	<p>ア. 避難時の転倒等による流早産のおそれがある場合には家族等が付き添うよう協力を求めます。</p> <p>イ. 出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡もおこない出産時の協力を求めます。</p>

2. 避難所における支援等

避難所へ避難した後は、ライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者が共同で生活を送ることになります。

避難所での生活は、災害前と生活環境が大きく変化するため、避難行動要支援者にとっては、過度のストレスが生じたり、生活そのものが困難な状況となる場合があります。

このため、避難所の運営においては、「石岡市避難所運営マニュアル」に基づき避難行動要支援者に対して十分な配慮に努めます。

(1) 登録台帳の引渡し

避難所で早急且つ適切な支援を提供するために、避難所の責任者に登録台帳の引き渡しをおこないます。特段の事情により文書によらない時は、口頭にて引継をおこないます。

避難所の責任者は、登録台帳の情報に応じた適切な配慮をおこないます。

(2) 情報提供

災害発生直後は、情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、ラジオ等報道機関による情報や市等からの情報を的確に避難行動要支援者

へ提供していくことが必要です。このため、提供にあたっては、それぞれの状況に配慮し、様々な方法により実施します。

(3) 相談窓口の設置等

避難行動要支援者の支援ニーズは、一人ひとり異なることや、心身の状態等によっても異なってくるのが想定されることから、具体的な避難行動要支援者の現況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、専用の相談窓口を設ける等、避難所での相談体制を整備します。

(4) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、身体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変調や、外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念されます。これらを防止するには、専門家等の協力を得て、心のケアをおこなう必要があります。

また、地域住民やボランティア等による声かけをおこない、精神的な不安を和らげ、孤独に陥らないよう配慮します。

(5) ボランティアとの連携

災害発生時に、避難行動要支援者に対する各種の支援を十分におこなうためには、ボランティアの活動が大きな力となります。このため、避難行動要支援者のニーズを的確に把握しながら、避難所でのボランティアの受入れ体制を整備する等、ボランティアが効果的に運用できるよう、普段から社会福祉協議会と連携を図るとともに、コーディネート体制の整備を図るよう努めます。

(6) 福祉避難所への収容等

指定避難所では適切な支援をおこないますが、避難行動要支援者の身体状況等によっては十分な支援が提供できない場合も想定されます。避難生活中の要配慮者の身体状態の変化等に留意し、必要に応じて福祉避難所への収容や社会福祉施設等への緊急入所等、適切に対応します。

支援の行動区分

A ・ B ・ C

避難行動要支援者避難支援登録申請書兼登録台帳（個別計画）

石岡市長		様		台帳整理番号	
民生委員 氏名		民生委員		年 月 日	新規・変更
				年 月 日	変更
				年 月 日	変更
				年 月 日	変更

区分（※必ず○で囲んでください）【一人暮らし高齢者・高齢者世帯・要介護者・障がい者・日中一人・妊産婦・乳児・難病患者】							
登録者の氏名住所等							
氏名		性別	男・女	世帯主から みた続柄		電話番号	
住所及び居所	石岡市			生年月日	年 月 日		
緊急時連絡先							
氏名	続柄	住所			電話番号		
かかりつけの医院・病院名				電話番号			
世帯構成・同居状況（世帯主からみた続柄を入れてください。世帯主は本人と入れてください。）							
氏名	続柄	勤務先・連絡先	氏名	続柄	勤務先・連絡先		
			外 名				
避難所（もっとも近い避難所記入） []							
地域支援者（安否確認、避難支援をして貰えるご近所さん）							
氏名	住所			電話番号			

特記事項	あてはまるものを○で囲んでください。 移動：①自立歩行で問題なし ②つたい歩き ③杖 ④車いす<自操・介助> 聴力：①普通 ②大きい声なら聞こえる ③ほとんど聞こえない<補聴器 有・無> その他（ ）
------	---

※この登録台帳に関する情報は、災害発生時に地域の支援を目的とするものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を洩らすことはありません。

私は、避難行動要支援者登録制度に賛同し、同制度に登録いたします。また、私が登録した個人情報をも市関係機関及び市社会福祉協議会、民生委員、地域支援者、自主防災組織、警察関係などに提供することを承諾します。

氏名 _____ 印